

平成 23 年 12 月 7 日

要望項目等に関する最終整理案

【消費課税関係】

車体課税（案）

P

地球温暖化対策のための税（案）

P

租税特別措置（案）

- 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。【要望にない項目等3】
- 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。【要望にない項目等4】
- 揮発油税等について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持する。【要望・環境省1】
- 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を2年延長する。【要望・農林水産省1、経済産業省34・35】
- 原料用途免税の恒久化・本則化【要望・経済産業省2】

P

その他（案）

- 消費税が非課税とされる介護サービスの範囲に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び地域支援事業として要支援者等に対して行われる資産の譲渡等を加える。【要望・厚生労働省 10】

- 他国との間で物品役務相互提供協定が締結されることを前提に、同協定に基づき行われる物品又は役務の相互の提供については、既存の同種の協定において認められる範囲内で消費税を課さないこととする。【要望・防衛省 1】

- 構造改革特別区域法及び総合特別区域法における酒税の特例について、対象となる特産酒類の原料の範囲に地域の特産物である水産物等を追加する。
【要望・内閣府 9】

【検討事項】

- 郵便貯金銀行及び郵便保険会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」（平成 21 年 10 月 20 日閣議決定）等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、引き続き所要の検討を行う。【要望・内閣官房 3、総務省 3】